

中国支部と中国地域の知財について

平成 26 年度日本弁理士会中国支部長 中務 茂樹



要 約

中国地方は、本州の西端に位置する歴史と自然に恵まれた地域です。本稿では、中国地方の各県ごとの経済事情や交通事情を概説するとともに、所属弁理士の状況について解説します。そして、このような中国支部特有の事情を考慮した上で、中国支部が地域に根差した活動を行っていることを紹介します。

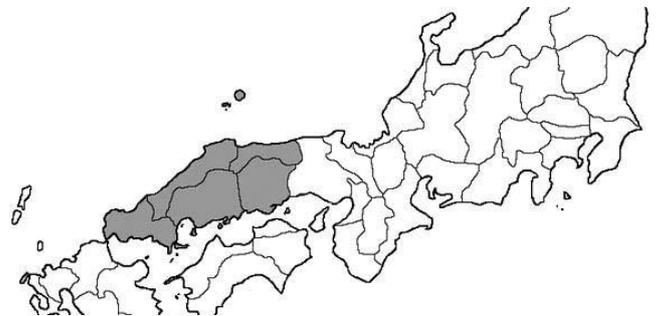
目次

1. 中国地方について
2. 中国支部の弁理士事情
3. 中国支部の交通事情
4. 中国支部の活動
5. 今後の支部活動について

1. 中国地方について

中国地方は、本州の西端に位置していますが、九州地方や四国地方のようなひとかたまりの島でないこともあって、遠方の人にはその範囲や各県の位置関係を正確に理解してもらえないことが多いようです。日本弁理士会会員の過半数が関東地方に在住している現状では、多くの会員にとって大阪よりも西にある中国地方にはそれほど馴染みがないのもやむを得ません。今回折角の機会を頂きましたので、中国地方のPRも兼ねて中国支部の状況を説明させて頂きたいと思えます。拙稿によって中国地方について少しでもご理解して頂ければ幸いです。

中国地方は、鳥取、島根、岡山、広島、山口の5県により構成されています。このうち瀬戸内海に面する山陽地方は、東から順に岡山、広島、山口の3県から構成され、自然災害が少なく穏やかな気候に恵まれ、みかん、ぶどう、桃などの果物の生産が盛んです。一方、日本海に面する山陰地方は、東から順に鳥取、島根の2県から構成され、カニやイカなどの豊かな海産物に恵まれ、梨やスイカなどの果物の生産も盛んです。山陽、山陰ともに、古代からの歴史と豊かな自然に恵まれた地域です。



中国地方の位置と各県の配置

2. 中国支部の弁理士事情

中国地方は、全国に対して、面積の8.4%、人口の5.9%、製造品出荷額の8.5%をそれぞれ占めています。人口当たりの製造品出荷額は全国平均を超えていますから、工業地域であるといえるでしょう。しかしながら、中国地方に主たる事務所を有する弁理士の数は2015年2月28日現在で78名であり、全弁理士の僅か0.73%に過ぎません。大企業の生産工場があるからといって、そこに弁理士のニーズがある訳ではないようです。

中国地方を山陽地方と山陰地方に分けた時、山陰2県の人口の合計は中国地方全体の17.2%ですが、山陰2県の製造品出荷額の合計は中国地方全体の6.6%にすぎません。工業生産が山陽側に著しく偏っていて、これに従い弁理士の分布も山陽側に大きく偏っています。また、隣接する広島市と北九州市の影響を受けるためか、製造品出荷額の割には山口県の弁理士数は多くありません。表1に弁理士の分布と、各県の人口及び製造品出荷額をまとめて示します。

表1 中国支部の弁理士の分布状況

	広島	岡山	山口	鳥根	鳥取	5県合計
特許事務所	30	13	4	2	2	51
弁理士	2	2	0	0	0	4
民間企業	7	7	3	1	0	18
大学・公的機関	2	2	0	0	1	5
主たる事務所合計	41	24	7	3	3	78
従たる事務所	23	6	2	5	5	41
合計	64	30	9	8	8	119
H25人口(千人) *1)	2,840	1,930	1,383	702	578	7,433
H25製造品出荷額(億円) *2)	83,509	74,878	67,261	9,656	6,192	241,496

*1) 総務省統計局平成25年都道府県別人口より抽出

*2) 経済産業省平成25年工業統計速報より抽出(従業員10人以上)

中国支部の活動を考えるときには、このような県ごとの事情の相違を考慮しなければなりません。弁理士が数人しか在籍しない県では、その数人が自治体や各種団体との付き合いを全て引き受けざるを得ません。したがって、そのような県の会員は、日本弁理士会を代表して、あるいは日本弁理士会中国支部を代表して、県内各種団体との連携作業を長期間にわたり継続しなければならず、大きな負担がかかることが避けられません。本年度より、鳥取県、鳥根県選出の副支部長には、各県の窓口責任者以外の業務を、原則として依頼しないこととして、負担の軽減をはかるようにしました。

表1に示されるように、主たる事務所を中国地方に有する特許事務所勤務の弁理士は51名です。したがって、主としてこの51名の中から中国支部の活動を支える支部役員を選出しなければなりません。現在、中国支部の役員は15名ですから、3~4年に一度は支部役員になる勘定となり、全員参加の支部活動を目指さざるを得ません。このあたりは、関東や近畿のような大規模支部とは事情の異なるところです。

近年では、東京や大阪などの事務所が中国地方に支所を設置するケースが増加しており、弁理士が常駐するケースも増えてきました。このような支所勤務の常駐弁理士も中国支部の役員に就任しており、支部活動を支えています。しかしながら、事務所の代表者が他の地域にいるためか、支部活動への協力姿勢が不十分な事務所もあるようです。また、従たる事務所を中国地方に置く弁理士が41名もいますが、その多くは中国支部の支部活動には関与していません。このような弁理士に対しても、支部活動への協力を要請することを検討してもよい時期が来ているのかもしれませんが。常駐弁理士を配置するしないにかかわらず、支所を設置する経営者弁理士は、支部会員としての責務があることを忘れないで欲しいと思います。

中国地方でも、民間企業や大学・公的機関に所属す

る弁理士が増加しています。現在、そのような弁理士が23名も所属しており、事務所勤務の弁理士数(51名)の半数近くを占めるに至っています。これまでの支部運営は、事務所勤務の弁理士が中心となって担ってきましたが、増加している企業勤務弁理士の声も聞くために、昨年度は企業勤務弁理士をターゲットにして支部役員を公募しました。その結果本年度は、中国支部設立後初めて、企業勤務弁理士が支部役員に就任しました。また、昨年度末には、九州支部及び四国支部と共同で企業弁理士知財委員会の主催する福岡市での交流会に参加しました。支部活動における企業勤務弁理士の参画について、中国支部としても積極的に検討すべき時期が来たと思っています。

支部活動は、町内会のようなものだと思います。近所に暮らす者同士が相互に理解し合っていれば住み心地のよい町になりますし、知らない者同士が住んでいたのであれば、相互不理解に基づく要らぬトラブルも発生します。中国支部くらいの小規模支部であれば、同じ地域で活動している会員同士が、相互に理解し合い助け合うことが大事であり、それによって効果的な支部活動を行うことができると思います。全員参加の支部活動を目指したいところです。

3. 中国支部の交通事情

地方の支部活動において問題となるのは、人材不足だけではありません。東京から地方への移動に比べて、地方都市間の移動は時間を要する場合があります。支部内の各県の県庁所在地の駅から、中国支部室の最寄り駅であるJR広島駅まで鉄道で移動する場合に要する時間を棒グラフ(図1)に示してみました。理解のために、博多駅、新大阪駅、名古屋駅から広島駅までの所要時間も併せて棒グラフにプロットしました。

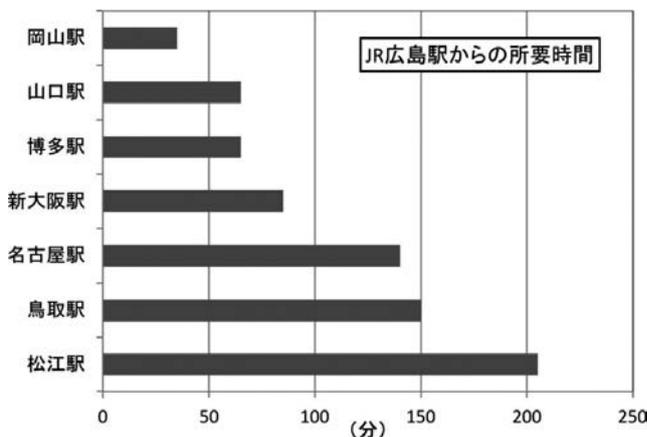


図1 JR広島駅から県庁所在地の駅までの所要時間

新幹線沿いの都市間の移動時間は短いのですが、ローカル線を用いた移動には長時間を要します。直線距離では、広島駅－松江駅間（130km）の方が広島駅－岡山駅間（135km）よりも短いのですから、地図を眺めただけでは移動時間を把握できません。ちなみに、島根県の松江駅から中国支部室のある広島駅までの移動に要する時間は、東京駅から岡山駅までの新幹線移動に要する時間にほぼ匹敵します。

以上のような事情から、中国支部室で開催される会合に参加する際の時間的負担が非常に大きい支部役員が存在します。そこで中国支部では、5年以上前から支部内でウェブ会議を開催しています。必要な役員にウェブカメラとヘッドセットを貸与し、支部室で開催する役員会に、役員の個人事務所のパソコンから参加できるようにしています。民間のウェブ会議業者と契約することで、時間も交通費も大幅に削減することが可能です。

4. 中国支部の活動

中国支部で行っている活動の主なものは、以下のとおりです。

- ・中国支部室での無料相談会の開催
- ・各県の士業団体等が主催する相談会への相談員の派遣
- ・中国経済産業局の開催する中国地域知的財産戦略会議への委員の派遣
- ・知財総合支援窓口での窓口知財専門家としての活動
- ・高専や大学等への講師の派遣
- ・各県での発明くふう展への審査員や賞状授与者の派遣
- ・地方発明表彰選考会への選考委員の派遣
- ・会員向け研修会の開催
- ・支部主催イベントの開催

他の小規模支部（北海道、東北、北陸、四国、九州）と比べて、特筆すべきものがある訳ではありませんが、地域に根差した活動を継続しています。もちろん、支部が関与している上記活動以外にも、支部会員が個人的に自治体、商工会議所、大学などから支援を依頼されてそれに対応している無数の活動があることもお知りおきください。

中国支部主催のイベントとして昨年度は、岡山市で「知的財産フォーラム in 岡山」を開催しました。岡山県とジェトロ岡山との共催で開催し、岡山県内の各種関連団体に後援に入って頂き、定員 100 名のところ 99

名のご参加を頂き盛況でした。大きなイベントの開催は作業量が多くて大変ですが、関連団体との連携を密にとる必要があります。結果として相互交流に役立つことを認識しました。本年度は、広島市で中国支部設立 10 周年記念行事の開催を予定しています。このような大きなイベントを開催することによって、支部活動の活性化や、地域内各種団体との連携の強化などに繋げていきたいと思っています。



「知的財産フォーラム in 岡山」の様子

5. 今後の支部活動について

近年中国支部では、支所勤務弁理士、従たる事務所勤務弁理士、企業勤務弁理士などの数が増加し、会員の多様性が増しています。今後は、そのような多様性を考慮して、異なる視点を有する会員を取り込んだ視野の広い支部活動を進めていきたいと思っています。

また昨年度から、支部会員向けの研修会を支部室のある広島市だけでなく、岡山市でも開催するようにしました。岡山市は、四国支部からのアクセスが良好で、四国支部会員へも参加を呼び掛けて行く予定です。現在でも、四国支部室のある高松市での研修会に瀬戸大橋を渡って岡山県の会員が多数参加していますし、広島市での研修会に関門海峡を渡って福岡県の会員が参加することもあります。規模の似通った近隣の支部との連携を模索したいと思っています。

日本弁理士会中国支部は、これからも地域に根差した活動を通じて、中国地方の経済活動や研究活動を知的財産の側面から支援して参ります。我々日本弁理士会中国支部は、地域の皆様の知的財産が適切に保護され活用されるように支援することを通じて、中国地方の産業の発展に貢献できることを願っています。

(原稿受領 2015. 4. 18)